一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和7年1月)

(解答あり)

【注	音	重	頂,	۱
1 (I	.E.	#	一只	ı

- 1. 試験時間は、60分間です。
- 2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
- 3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
- 4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
- 5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。 なお、試験は不合格となります。
- 6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。 係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室して ください。
- ※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名			

記入者氏名

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

132	**		エエト
(注	一	丳.	坦)

- 1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
- 2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

Ι.	. 次の1から3	0までの文章で、	正しいものには〇印を、	誤っているものには×印を	()内に記入
	しなさい。					

1. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の	D契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を
運送する一般旅客自動車運送事業である。	(道路運送法第3条)

(\times)

2. 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別ごとに受けなければならない。 (道路運送法第4条)

 (\bigcirc)

3. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過している者であるとき、許可をすることができる。(道路運送法第7条)

(\times)

4. 事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 (道路運送法第9条の2)

(\times)

5. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割り戻しをしてはならない。 (道路運送法第10条)

 (\bigcirc)

6. 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 (道路運送法第11条)

(\times)

7. 事業者は、いかなる事由があろうとしても、運送の引受け又は継続を拒絶・制限をしてはならない。 (道路運送法第13条)

(\times)

	8.	事業者は、いかなる場合でも、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければ (道路運送法第14条)	ばなり	うない	' °
			(×)
		一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫の収容能力を15㎡広くした場合、変更が無ければ、事業計画の変更の手続きは必要がない。(道路運送法第15条)	車庫	の位は	置に
			(×)
1		事業者は、災害その他緊急を要する場合や国土交通大臣が認める場合等を除き、発地及 もがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第20条)	び着り	地のい	げ
			(\circ)
1	1.	事業者は、いかなる場合であっても、乗合旅客の運送をしてはならない。 (道路運送法第21条)			
			(×)
1		複数の営業所がある場合、一般貸切旅客自動車運送事業者は営業所ごとに安全統括管理 な要がある。(道路運送法第22条の2)	者をi	選任す	上る
			(×)
1	3.	貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である(道路運送法第29条)	0		
			(×)
1	4.	事業者は、無償である場合に限り、その名義を他人に利用させることができる。 (道路運送法第33条)			
			(×)
1	5.	事業者は、双方の合意があれば事業の譲渡及び譲受を行うことができ、その効力はすぐ	に生	じる。	
		(道路運送法第36条)	(×)
1	6.	一般貸切旅客自動車運送事業を休止する時は、国土交通大臣の認可を受けなければなら (道路運送法第38条)	ない。)	
			(×)
1		自動車を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国 ごめる事項を見やすいように表示しなければならない。 (道路運送法第95条)	土交沪	通省名	うで

 (\bigcirc)

1		事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情の申出を受け付けた場合には、 「項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。 (運輸規則第3条)	法令	に掲げ	ずる
		(连荆州京) (1)	(0)
1	9.	事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を公示した後でなければ、これを実施してはな (運輸規則第4条)	らな	い。	
		(産物が対分する)	(0)
2		事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証 ばならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。(運輸規則第10		行した	なけ
	η .	Tark Dist of Telecon Many English Died Clark Cooper Clarks (Cerphyles 1971 1 0	(0)
2	1.	事業者は、事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。 (運輸規則第15条)			
		(XETHINGERIAN I O AC)	(×)
2		事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のた を継続すること等適切な処置をしなければならない。 (運輸規則第18条)	めに	旅客の	の運
			(0)
		事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者に対して点呼を行い、 運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。 (運輸規則第24条)		用自	動車
			(0)
2	4.	事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき業務記録を6月間保存しなければなら (運輸規則第25条)	ない。)	
			(×)
2		事業者は、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に 近行することができる。(運輸規則第28条)	調査	せず。	とも
			(X)
2		事業者は、運行ごとに、運行の開始及び終了の地点及び日時、運行に際して注意を要す とど、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に適切な指示をし、			

ればならない。(運輸規則第28条の2)

	業者は、事業記 運輸規則第35		の遂行に十分が	よ数の	の事業用自動	車の道	重転者を常時	選任	しておかなけ	ればれ	ならな	いい
										(0)
	客自動車運送 運輸規則第36		者は、日々雇い	ハ入え	れられる者を	事業月	用自動車の運	転者。	として選任し	てはフ	ならな	ひい。
										(0)
	客自動車運送 『 輸規則第44		者は、事業用	自動	車を常に清潔	に保	寺しなければ	なら	ない。			
										(0)
	業者は、事業月 者を選任しなり							格者	証を有する者	の中	から追	重行
										(0)
Ⅱ. 次の	各文中の()の部分にあ	ては	はまる語句を下	「から	選び、()	内に記号を	入れ [、]	て下さ	ز ل ار
こと (ラ	の法律は、貨物により、道路に により、道路に かまで ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	運送の	の利用者の (を目的とする。	ク , ()を保護する 道路運送法第	とと 1条)	もに道路運送					
通省	般旅客自動車記令で定める(なければなられ	タ)	ごとに、運	行管	理者資格者証							
ア.	所有権	イ.	運行管理者	ウ.	出発地	工.	保安基準	オ.	運行の安全			
力.	技術の向上	牛.	火災	ク.	利益	ケ.	迅速	コ.	走行距離			
サ.	重大な事故	シ.	運営を適正	ス.	目的地	セ.	点検	ソ.	継続			
	営業所 乗務員の服務		公害の防止	ツ.	適切な時期	テ.	公共の福祉	ト.	保護			
	般旅客自動車i (道路運送法)			よう	とする者は、	国土	交通大臣の(イ)を受けな	:けれ	ばなら	っな

ア. 承認 イ. 許可 ウ. 免許

34. 事業者は、事業用自動車の運転者が運行の業務に従事した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離 及び運行時間を(イ)により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

(運輸規則第26条)

- ア. 業務記録 イ. 運行記録計 ウ. 運行指示書
- 35. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを (イ)保存しなければならない。(運輸規則第37条)

ア. 一年間 イ. 三年間 ウ. 五年間

- 36. 旅客自動車運送事業者は、死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた(ウ)を受けさせなければならない。(運輸規則第38条)
 - ア. 指導教育 イ. 健康診断 ウ. 適性診断
- 37. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、 当該旅客自動車運送事業者が行う(ア)を受け、報告をすること。(運輸規則第50条)

ア. 点呼 イ. 確認 ウ. 面談